

自治体「財政健全化法」(再生法)の内容と課題 — 自治体財政の早期健全化と「再生」をめざす新たな仕組み —

菅原敏夫

はじめに

夕張市の財政再建団体の指定と財政再建計画の策定は、地方財政再建促進特別措置法の準用による再建がはなはだ力不足であることを明瞭にした。現行のような再建法の準用の形にする際に廃止した財政再建債に似たような仕組みを北海道の例外的な支援という形で採用せざるを得なかったし、それも道の一時借入金の形で採用せざるを得なかった。夕張市の財政再建を安定した制度のもとに行うためには、夕張市の一般会計が関与しながら簿外におかれていた債務を一般会計の債務と認識し、その処理の方法を定めること、地方公営企業の財政再建を一般会計の財政再建と統一のルールの下に運用すること、早期是正措置の導入によって第二第三の夕張市を出さないようにすること、それら全般の過程に国の関与と市民の監視、監査の強化を実現することなどが急がれた。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律案」(新健全化法案)の国会提出は、その最も早いタイミングでの提出となったのだが、それゆえに、現代の自治体財政破綻の特徴を吟味し、その処方をも制度化し、早期是正策発動の指標を確定し、その指標の真実性を保証する仕組みについては不十分なままとなった。

沿 革

財政健全化法(新健全化法)の施行とともに地方財政再建促進特別措置法(旧再建法)は廃止されるので、正確な意味での新旧条文の対照ではないが、旧再建法の再建計画は新健全化法の再生計画に引き継がれているので、旧再建法の成り立ちを吟味し、新健全化法の課題を明らかにしよう。

1950年（昭和25年）に創設された地方財政平衡交付金制度で地方財政調整制度は一つの画期を迎える。財源の調整のみならず、国庫による財源保障の機能をこの制度は持っていた。しかしその機能は十分ではなかった。戦後の混乱期、自治体はその財源の不足を起債に頼らざるを得なかった。国庫は公債政策を停止していたが、自治体には公債が累増していた。資金の極端な不足は金利を上昇させ、公債費は増加の一途をたどった。一時借入金の利子も増高したが、そもそも一時借入金利子支払いは需要額の算定外であった。人件費では単価差が拡大し、国庫支出金の超過負担は自治体の財政を圧迫していた。国直轄事業の負担金の支払いが遅延する自治体が続発する。自然災害の多発に災害復旧費の補助は遅れを生じていた。1952年度には地方財政は赤字に転落する。

第16回国会では議員提案による「地方財政再建整備法案」が審議されたが（53年8月）3会期継続審議となり、廃案となった。この法案には、52年度赤字団体を対象とし、財政再建整備計画の自治庁長官への申し出、財政再建整備計画の内容、計画の住民への公表、公共的団体の再建協力義務、歳入欠陥補てん債の規定、監査委員の強制設置、国の監督権限、勧告権と勧告に従う義務などが規定されており、後の「地方財政再建促進特別措置法」の要件をほぼ満たしていた。同年10月には地方制度調査会第1次答申（10月16日）が、「赤字地方公共団体の財政再建整備に関する事項」について答申し、52年度赤字団体の再建整備について以下の7項目、（1）歳入欠陥補てん債、（2）都道府県民税・事業税、市町村民税・固定資産税の標準税率の1.2倍の税率での増収に相当する計画の提示、（3）教育委員会等の予算協議、（4）自治庁長官の監督と執行停止権、（5）計画の議会議決と住民への公表、（6）歳入欠陥補てん債の国庫による無利子貸し付け、（7）歳入欠陥補てん債の枠の確保、さらに55年以降赤字団体の起債制限による健全化措置の導入という地方財政法の改正も求めている。

しかし法制化の動きは遅々として進まなかった。閣法としての「地方財政再建促進特別措置法」は54年度の赤字団体を対象として、55年7月30日の第22回国会最終日に継続審議となり、第22回国会、同年12月16日に可決成立、同月29日に施行された。

地方財政再建促進特別措置法の当初の構成を概観しておこう。法律は全部で26条および附則からなり、三つの要素から構成されている。第一に54年度（昭和29年度）の赤字団体の財政再建の措置である。第二に55年度の赤字団体への準用規定、第三に財政健全化方策である。

旧再建法はその趣旨を「この法律は、地方公共団体の財政の再建を促進し、もつて地方公共団体の財政の健全性を確保するため、臨時に、地方公共団体の行政及び財政に関して

必要な特別措置を定めるものとする。」とし、臨時の特別措置であることを強く意識していた。この法律は臨時の時期にうまく機能し、短期間に再建の効果をもたらした。その後臨時の措置の部分を取り除き、国による財政再建の関与の仕組みとして生き残った。自治体にとっては再建団体への「転落」をおそれる重しとして機能したとあってよいだろう。臨時の措置の中核であった「財政再建債」（「歳入欠陥補てん債」と「退職手当債」）は後に旧再建法を離れて種々の財源対策債などの特例債のさきがけとなり、今日新退職手当債として、地方債制度に根付いた。

54年度歳入欠陥を生じた団体への再建措置は、(1)財政再建計画の策定【2】、計画の承認【3①-④】、計画の公表【4】、実施状況の公表【19】、(2)財政再建債を発行して再建促進する赤字団体への特別措置 財政再建債【12-14】、財政再建債利子補給【15】、財政再建債消化促進審議会【16】、国庫負担率の特例【17】、監査【20】、予算の一部執行停止の請求【20①】、再建計画変更の請求【21②】、利子補給の停止【21③】、(3)再建団体すべてに適用される特別措置 再建計画に基づく予算の調製【3⑥】、再建計画承認に関する自治庁長官の通知【5】、国等の協力【6】、直轄事業負担金に関する各省庁の長の通知【7】、委員会等への長の協議【8】、教育委員会・学校職員の定数協議【9】、事務局等の組織の簡素化【10】、長と議会の関係【11】、助言等の請求【18】

55年度の歳入欠陥を生じた団体に準用される（法施行当初の）規定は、(1)財政再建計画【2②③、3①-⑤、4、19】、再建促進特別措置【3⑥、5-11、18】

その他の財政健全化策は、(1)将来（「地方財政又は地方行政に係る制度の改正等により、地方財政の基礎が確立した年度以降の年度で政令で定める年度以降」）、歳入欠陥を生じた団体に対する地方債の制限【23①】、(2)「当分の間」歳入欠陥を生じた団体が寄附金等を支出することを抑制【23②】、(3)「当分の間」の退職手当債規定【24①】、(4)「当分の間」地方自治体が国に対して寄附金等を支出することの禁止【25、附②】、(5)52年度以前の直轄事業負担金の交付公債による納付【附⑦⑧】

旧再建法の財源対策なしには自治体の歳入欠陥額は55年度にピークを迎えることになっただろう。220億円近い実質収支の赤字となり、それは歳入全体の10.5%にも上ったと考えられる。しかしそれと比較してもなおかつ実質収支の対歳入赤字比率は54年度がピークだった（10.6%）。旧再建法は議論の経過からすると確実に1年遅れて制定された。56年度には財源対策を除外しても反転が始まっている。その後の経験で考えると、この規模の歳入欠陥は地方財政又は地方行政に係る制度等の改正により全体としての対策が行われ、個々の自治体の財政健全化を強制する方法は例外的にしか採られなくなった。

沿革の最後に地方財政再建促進特別措置法と地制調第1次答申、地方財政再建整備法案の主要部分を比較しておこう（表1）。基本的なアイデアに大きな相違はなかった。さらに、現時点における準用再建制度と新健全化法の主要な差異の部分の比較表を添える（表2）。

新法を必要とする理由

旧再建法の本再建によって（一部適用を含む）再建団体になったものは588団体であった。その後は旧再建法第22条第2項の「当分の間、（中略）財政の再建を行うことを申し出ることができる」という規定を根拠とした準用再建のみとなった。準用再建には財政再建債の適用はない。財政措置として用意されたのは、準用再建団体の一時借入金についての政府資金の融資斡旋、一時借入金利子および行政整理にともなう（旧）退職手当債についての特別交付税の交付、（旧）退職手当債の発行許可、それに地方債の制限の解除があった。しかし、地方債の許可制から協議制への移行、新退職手当債の導入によって、準用再建の財政的なメリットはほとんどないといっただよくなった。再建それ自体ではなく、旧再建法の第24条第2項の国等への寄附の禁止が一般的な有用性をもっていたといっただよいであろう。再建制度の真の目的は、自治体財政がもつリスクを把握し、透明な手続きによって再建を果たし、その責任の所在と再発の防止、早期是正などを制度化することにあるのであって、その役割がなくてよいというわけではない。では、自治体財政のリスクはどのように変化しているのだろうか。

現代の自治体財政破綻の特徴をどう捉えたらよいだろうか。第一には「ストック化」である。「地方財政再建促進特別措置法」が想定していたのは、資金不足・財源不足・キャッシュフローの不足によるフローベースでの赤字である（1955年度地方財政の悪化、地方交付税制度最初期の地方財源不足はこれに当てはまる）。地方財政再建促進特別措置法による財政再建が一段落した後、日本経済の高度成長期以後のリセッションにおける自治体財政の悪化は、地方交付税制度による交付税の拡充、交付税特会の借入によるキャッシュフローの分配、種々の特例債制度によるキャッシュフローの分配によって、概ね再建法なしに、あるいは再建団体に陥ることなしに処理することが可能になった。再建法の枠組みと比較して、交付税・地方債制度の安全性の向上は評価しても評価しすぎることはないくらいのものであった。しかし少なくとも80年代の後半以降、自治体財務の信頼性向上がかえってオーバーローン状態を許すことになる。低金利は借り手の債務の認識を甘くす

る。金利は上昇変動の局面を迎える。支払い金利から逆算した実質的な債務は膨張する。たとえ固定金利を採用していても自治体の債務償還期間は短く、借り換えによって金利の変動は自治体財務に浸透する。局面の転換によって、自治体財政の破綻の原因は、ストックベースでの赤字、債務の累積による破綻に原因を変化させた。つまり累積した債務をどのように処理するか抜きには（債務の減免・貸し手責任の追及、したがって借り手責任の具体化などを行うのかどうかも含めて）、自治体財政の再生は考えられなくなった。総務省内では債務調整の検討が引き続き行われているが、債務調整に踏み出すかどうかの決断も含めて結論は得られていないし、法案にも反映していない。

第二に、「連結のルール不在」である。最初は地方公社、後には第三セクターなど、多様な法人格を通じて自治体は出資、経営関与関係を築いたが、財務上の連結、結合、並記などはルールとして行われなかった。自治体の活動が多様化し、さまざまな経営体が関わり、守備範囲も異なる。会計の主体、会計責任（アカウンタビリティ）の主体はどこでどのような責任を果たすのかのルール化が求められるようになってきた。会計に限って言えば、地方自治法を直接適用される会計主体以外は、基本的に「正規の簿記の原則に従って」、「発生の事実を記録する」方式が圧倒的である。自治体という政府会計の概念の整理が必要になってきた。自治体の経営的複合は必ずしも「出資」「出捐」という関係ばかりではないので、自治体本体の一般会計とその他の経営体との関係をどのように律したらよいかは未決の課題である。

政府としての自治体には、再生を目的とする制度以外の「破綻」は想定し得ない。サービスの継続を前提とする再建方法を必須とする。経営体としての破綻は、早期是正によってのみ解決できるものではなく、不連続な崩壊によって破綻する可能性にも対応できなければならない。そのためには、再建全体をコントロールする「機構」のような制度を構想すべきかもしれないし、多岐にわたる権利関係の整理、責任の所在の確定、再建期間中の住民の権利の擁護、経営主体としての自治体の権利と義務などの構想も必要だと思われる。そうした課題を背負って、新健全化法が求められている（表3）。

課題は認識されていた。「地方分権」、「『三位一体』の改革」といったマクロレベルの環境の変化に、個々の自治体のアカウンタビリティの態勢、内部統制の仕組みは追いついていなかった。63年以来、自治体の「財務」（会計組織だけでなく、主体と主権の利害関係を含む）制度は停滞していた。皮肉にも、出納長、収入役を廃止する地方自治法の改正のまさにその時に、内部統制の空洞化を象徴する夕張市の事例が明らかになった。

竹中総務大臣（当時）の私的懇談会として設置された「地方分権21世紀ビジョン懇談

会」において（再生型）破綻法制の議論が行われていた。それとは別に、06年5月には、総務省内の研究会の報告として、「新地方公会計制度研究会」の報告が公表されている。その後夕張市の旧再建法による再建計画策定の動きが急に広がり、07年3月の再建団体指定に至る。06年7月の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」の閣議決定（「再建法制等も適切に見直す」とある）、06年8月31日の「新しい地方財政再生制度研究会」の設置、12月8日の報告書公表、それに基づく法制化作業が行われた。

法案の閣議決定

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律案」（以後、新健全化法）は3月9日の閣議決定を経て国会に提出された。ここでは法案の内容を紹介するとともに、その課題、現実の自治体財政（再生）の課題について述べてみたい。

この再生法案は06年の12月8日に公表された「新しい地方財政再生制度研究会報告書」（宮脇淳座長）の大枠を法案化したものだが、早期健全化や再生のための指標が具体化し法案に詳しく書き込まれた。とくにストック指標は研究会報告書が判断を避けていた指標に具体化の道をつけた。また、再生指定団体の「収支不足額等を確定し必要な資金を安定的に確保する方策」として「再生振替特例債」が創設されることとなる。

この法律の施行とともに、旧地方財政再建促進特別措置法（旧再建法）は廃止となる。

再生法はその目的を自治体財政の「早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化」（第1条）においている。旧再建法（準用再建）に早期是正の措置が付け加わり、地方公営企業法の経営再建制度部分が加わって、自治体財政のより広い範囲の再生の基本的な性格を持つこととなった。

健全化のための指標と基準

第2条はこの法律で用いる用語の定義に当てられている。ここでは、

- ① 実質赤字比率（一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率）
- ② 連結実質赤字比率（全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率）
- ③ 実質公債費比率（06年度から地方債の協議制のもとで用いられている数値）

④ 将来負担比率（公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率）

が重要である。また、

早期健全化基準には上の①から④のそれぞれを、財政再生基準には、①から③までのそれぞれを用いるということも定められている。すなわち、早期健全化と財政再生の段階の違いは、④将来負担比率を含めているかどうかと、それぞれの数値の段階の違いということになる。

①は旧再建法施行令の実質収支の赤字比率に似ている（実質収支の（赤字）比率（都道府県5%、市町村20%）をまず地方債の起債制限の指標とし、その解除を再建団体指定の効果とする方式は1960年政令第210号にはじまる。）が、会計の対象を一般会計等に狭めた上で、自治体規模別に区分して適用するということが予想される。いずれにしても現行の基準とは異なる。②は新しく設けられる指標である。「連結」という言葉が使われているが会計を連結するためのルールはこの法律には定められていない。合算実質赤字比率というようない方がいい方が正確なところだろう。全会計とは一般会計と公営事業、公営企業会計の合算である。③は既出の通り。④は法律の条文を見ても明確な定義はわからない。②に加えて持ち分法人のようなもの、つまり、一部事務組合、広域連合、地方独立行政法人、地方三公社、いわゆる第三セクターの出資割合や損失保証契約の状況に合わせた持ち分を勘案した負担比率のことになる。この数値で早期健全化措置が動き出すこととなると、自治体のとくに第三セクターやPFI事業に対する姿勢に影響が出てくるかもしれない。

（総務省による算式形式を引用しておこう（資料1）。）

第3条は、健全化判断比率（上の①から④）の監査委員の審査（法3①、②）、議会への報告（①）、公表（①）、知事と総務大臣への報告（③）、知事と総務大臣のとりまとめ公表の規定（④、⑤）である。「地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならない。」（①）。さらに「地方公共団体は、健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類をその事務所に備えて置かなければならない」（⑥）。包括外部監査人は、「監査のため必要があると認めるときは、第一項の規定により公表された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類に

ついて調査することができる」(⑦)。

第2章(第4条から第7条)は財政健全化計画で、第3章(第8条から第21条)は財政再生計画の規定である。

第4条は財政健全化計画の内容を定める。自治体は①から④のいずれかが基準以上(その基準の数値はまだ示されていない。しかし今年中には示される予定である)のときは、つまりこの数値が一つでも基準を超えているときは、財政健全化計画を定めなければならない(「地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合(当該健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上である場合を除く。)には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、当該年度を初年度とする財政の早期健全化のための計画(以下「財政健全化計画」という。)を定めなければならない」(①)。計画にはそうした状況となった要因の分析を含めなければいけないことになっている(「健全化判断比率が早期健全化基準以上となった要因の分析」(②-1)。健全化の取り組みは、各会計ごとに明らかにされなければならない(③)。

第5条は財政健全化計画の策定手続きを定める。「財政健全化計画は、地方公共団体の長が作成し、議会の議決を経て定めなければならない。財政健全化計画を変更する場合も、同様とする。」(①)。公表そして知事総務大臣への報告(②)。知事、総務大臣のとりまとめと公表(④、⑤)。

計画の策定の次は、実施状況の報告等である。第6条は次のように報告の義務を課している。「財政健全化計画を定めている地方公共団体(以下「財政健全化団体」という。)の長は、毎年九月三十日までに、前年度における決算との関係を明らかにした財政健全化計画の実施状況を議会に報告し、かつ、これを公表するとともに、都道府県及び指定都市の長にあっては総務大臣に、市町村及び特別区の長にあっては都道府県知事に当該財政健全化計画の実施状況を報告しなければならない。この場合において、当該報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その要旨を総務大臣に報告しなければならない。」(①)。

「毎年九月三十日までに」と期限が法定されていることに注目しよう。その日までに「前年度における決算との関係を明らかにした」実施状況が必要である。したがってそれまでに前年度の決算が明らかになっていなければならない。9月議会を決算議会とする自治体は増えているものの、決算の早期化が求められる。(後に別の文脈で触れるが、出納整理期間は桎梏となってくるだろう。)知事と総務大臣はとりまとめて公表する(②、③)。

財政健全化計画に関する国の関与は「勧告」である。この条の勧告には長の返答の義務などは付けられていない。財政再生計画は、問題のより強い関与が定められている。

第7条 総務大臣又は都道府県知事は、前条第一項前段の規定による報告を受けた財政健全化団体の財政健全化計画の実施状況を踏まえ、当該財政健全化団体の財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、当該財政健全化団体の長に対し、必要な勧告をすることができる。

- 2 総務大臣は、前項の勧告をしたときは、速やかに、当該勧告の内容を公表するものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の勧告をしたときは、速やかに、当該勧告の内容を公表するとともに、総務大臣に報告しなければならない。
- 4 財政健全化団体の長は、第一項の勧告を受けたときは、速やかに、当該勧告の内容を当該財政健全化団体の議会に報告するとともに、監査委員（包括外部監査対象団体である財政健全化団体にあつては、監査委員及び包括外部監査人）に通知しなければならない。

財政再生計画の勧告は第20条に規定がある。

第20条 総務大臣は、財政再生団体の財政の運営がその財政再生計画に適合しないと認められる場合その他財政再生団体の財政の再生が困難であると認められる場合においては、当該財政再生団体の長に対し、予算の変更、財政再生計画の変更その他必要な措置を講ずることを勧告することができる。

- 2 財政再生団体の長は、前項の規定による勧告を受けたときは、速やかに、当該勧告の内容を当該財政再生団体の議会に報告するとともに、監査委員（包括外部監査対象団体である財政再生団体にあつては、監査委員及び包括外部監査人）に通知しなければならない。
- 3 第一項の規定による勧告を受けた財政再生団体の長は、当該勧告に基づいて講じた措置について、総務大臣に報告しなければならない。
- 4 総務大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、当該報告の内容を公表するものとする。

財政再生計画

第3章は、財政再生計画で、自治体は①から③までの「再生判断比率」（第8条）のい

ずれかが基準を上回る場合（その基準はまだ示されていない。①から③の健全化判断比率を超える基準となる）には、財政再生計画を定めなければならない。旧再建法にあった再建計画の申し出という、選択の余地は払拭されてしまった。計画は定めなければならない。財政再生計画の中には健全化計画と同じように、要因の分析を含めなければならない。また、その増収計画の中には、普通税の標準税率を超える課税による税増収の計画を含むことになる。

財政再生計画の枠組みは、収支不足額を特例債に振り替え、計画期間内に第8条第4項で得られた財源で償還することになる。第4項は、

「イ 事務及び事業の見直し、組織の合理化その他の歳出の削減を図るための措置に関する計画

ロ 当該年度以降の年度分の地方税その他の収入について、その徴収成績を通常の成績以上に高めるための計画

ハ 当該年度の前年度以前の年度分の地方税その他の収入で滞納に係るものの徴収計画

ニ 使用料及び手数料の額の変更、財産の処分その他の歳入の増加を図るための措置に関する計画

ホ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四条第二項若しくは第五条第二項に掲げる普通税について標準税率を超える税率で課し、又は同法第四条第三項若しくは第五条第三項の規定による普通税を課することによる地方税の増収計画」

である。

財政再生計画は議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣に（市町村・特別区でも知事を経由して総務大臣に）報告しなければならない。自治体は財政再生計画について総務大臣に協議し、同意を求めることができる。同意が得られない場合には、災害復旧事業債等以外の起債ができない。（第9条、第10条、第11条）

第12条には旧法の財政再建債に似たような仕組みとして「再生振替特例債」の規定がおかれている。総務大臣の同意が得られた計画の場合、収支不足額に応じた再生振替特例債という特例債（赤字地方債）を発行できる。ただしその償還は財政再生計画の期間内に行わなければならない。いわゆる借金の長期の棚上げや、債務の減免に用いることができるものではない。起債は総務大臣の許可制となる。

国直轄事業負担制度の事業の事前通知（第14条第2項）、自治体組織の簡素化（第16条）、国等にたいする寄附金等の禁止（附則第5条）などは旧法の規定を同等に引き継い

でいる。

財政再生団体に関する総務大臣の関与は自治法の一般原則を超えて特別な方式を定めている。財政再生計画の実施状況についての調査報告聴取権は法定されている。勧告に応じた措置についても総務大臣に報告しなければならない。そのかわり「国及び他の地方公共団体は、財政再生計画を円滑に実施することができるよう配慮するものとする」という配慮規定がおかれた。旧再建法では「国、他の地方公共団体及び公共的団体その他これに準ずる団体は、財政再建計画の実施について、当該財政再建団体に協力しなければならない」と書かれていたことと比べると、その緊急性が薄れた時代なのだと考えざるを得ない。

第4章は公営企業の経営健全化のことを定めていて、地方公営企業法の規定を引き継いでいる。自治体の財政の破綻がより広い範囲の原因のもとに起こり、連結的経営が求められていることに対応するものとなろう。地方公営企業法全体の見直しも行われているようだ。経営健全化に関しては、「資金不足比率」を定め（算定方法は政令に委任）、その数値の公表で市民の監視を行うことにしている。

「公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

2 前項に規定する「資金不足比率」とは、公営企業ごとに、政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額を政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の事業の規模で除して得た数値をいう。

3 第三条第二項から第七項までの規定は、資金不足比率について準用する。」

公営企業の方がたった一つの指標というのは十分だろうか。

新健全化法では、健全化・再生計画の策定・進行を随時の公表によって市民監視を強めるとともに、議会の関与に加えて監査の重点化、決算早期化（第6条）も求めることとなった。さらに外部監査について、長は、健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上となった場合等には個別外部監査契約に基づく監査を求めなければならないこととした（第26条）。「求めなければならない」と読み替えている点に注意が必要だ（①）。とくに財政健全化計画、財政再生計画は相当広範な各会計にまたがることになるだろう。その全体をカバーする外部監査は、どうするにしても容易ではないだろう。さらに、監査基準はどうなるのだろうか。外部監査人の責任の問題はどうなるのだろうか。これらの点につ

いて法律はなにも語っていない。

施行期日等について、この法律の施行日は、09年4月1日となる。しかし健全化判断比率の公表は、公布後1年以内（おおよそ07年末までに）から、他の義務付け規定については、自治体の予算編成で健全化判断基準をクリアするための工夫の機会を付与するなどの観点から、08年度決算に基づく措置から適用することが予想される。

残された課題

この法案で、例えば夕張市のケースは早期健全化が図れたのだろうか。この仮定の問題を考えることから、法案の課題を照らし出してみたい。自治体の債務調整はこの法律の枠組みから除かれた。北海道の借り入れによる夕張市の一時借入金の統合・支援は夕張市自身の再生振替特例債に振り替える選択肢が増えたとはいえ、現状を特別に変えることにはならなかっただろう。利子補給等の制度化はこれからの課題だ。道が支援によって将来負担比率が増えてしまうというディスインセンティブは定義によって除かれている。ほぼ既定の支援策を跡付けるものになっただろう。

早期発見にはつなげただろうか。残念ながらそうはならない。「連結」のルールが不明瞭だというのも一因だが、より根本的に、今回の法律は自治体の会計を替えることを要求していない。公会計改革と夕張市の事例で示された緊急性との狭間で、今回は再生スキームの設定を急いだ。

公会計改革との順序が逆になったために、一般会計の会計原則と自治体の他の会計の大部分の会計原則との違いが残ったままの立法となった。夕張市の「ジャンプ」（出納整理期間を利用した会計間の損失の飛ばし）は現在がその手法自体が違法でないのと同じくこの法律によっても防げない。出納整理期間の見直しを行うべきだ。少なくとも中途半端な発生主義の導入（出納整理期間・修正現金主義）を行わず、四半期ごとの現金収支を速やかに公表する（決算統計の表32はそのことを行っている）べきである。そちらの方が少なくとも先だ。債務調整は総務省の別の研究会が検討を行っているので、その結果を実現する仕組みに注目したい。

第三セクター（夕張市の場合、公営企業である病院会計を含めて）の問題を「将来負担比率」によって、早期健全化の取り組みを促せたかどうかも考えなければならない。将来負担比率は確定した債務とそうでないものを同率に扱い、資産を勘案しない負債の額に判

断を頼り、持ち分団体に範囲を広げる一方で、持ち分の定義は甘く、退職金の負債性の認識にも甘いという欠点がある。つまりこの数値は事情によって甘い方に振れるか厳しい方に振れるかの事前の判断がつかない。やや恣意的で裁量的になると思われる。この点についても明確化を待ち注目して見守っていきたい。

この法律によって早期是正措置を数値によって促す仕組みは作られた。自治体の自主性が十分発揮できる制度かどうかの判断を留保しながらもそのことは注目しよう。状況によって債務のデフォルトが起こってしまう危険性はかなり軽減できた。国の関与による効果と再生債の実力は未知数だ。しかし、経常収支不足型の50年代財政危機と、根っこが債務超過型の現在の財政危機に対応するための仕組みは作られていない。そのことは課題だ。

自治体の財務上の仕組み（ガバナンス）にはどのような影響があるだろうか。この新健全化法が計画強制や指標いじり（すり抜けとのいたちごっこ）を超えて自治体の内部統制の強化、監査機能の充実、市民の財務会計関与、議会の監視機能の強化、総務省の財務統制からの自立など（新健全化法が旧再建法のように、地方財政や地方行政の制度改正を後押しすることがなくとも）、自治体財務の発展に役立つのなら、結果的によい制度となるだろう。しかしそうでない影も見受けられる。指標のもとになるルール作りと指標によるサンクションの制度作りとが逆になってしまったために、指標の客観性、公正性、したがって真実性を保証する仕組みがないということである。会計原則作りがあつて、会計基準作りがあつて、監査基準作りがあつて、それぞれの基準が認められる。それらの基準をみたとす、財務表現活動があつて、それを監査して、内部統制組織のもとにアカウントビリティが設定され解除される。この順序を望むことは贅沢なのだろうか。新法で事務所に備え置くべき書類たる財務諸表を明確には想像できないのだ。

公会計改革が全く等閑視されていたとは思わない。昨年8月31日には、地方行革新指針と呼ばれる通知で、以下のように試みがスタートしていることは周知の事実だ。

「公会計の整備地方公共団体の公会計の整備については、新地方行革指針等に基づき、バランスシート及び行政コスト計算書の活用等を一層進めるとともに、公営企業や第三セクター等を含めた連結バランスシートの作成・公表に積極的に取り組むよう要請してきたところであるが、行政改革推進法第62条第2項においては、「政府は、地方公共団体に対し、（中略）企業会計の慣行を参考とした貸借対照表その他の財務書類の整備に関し必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする」と規定され、また、「基本方針2006」においては、「資産・債務の管理に必要な公会計制度の整備について、地方においては、国の財務書類に準拠した公会計モデルの導入に向けて、団体規模に応じ、従来型モ

デルも活用しつつ、計画的に整備を進める」こととされている。

以上を踏まえ、各地方公共団体においては、「新地方公会計制度研究会報告書」が示すように、原則として国の作成基準に準拠し、発生主義の活用及び複式簿記の考え方の導入を図り、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備を標準形とし、地方公共団体単体及び関連団体等も含む連結ベースで、「地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデル」又は「地方公共団体財務書類作成にかかる総務省方式改訂モデル」を活用して、公会計の整備の推進に取り組むこと。その際、取り組みが進んでいる団体、都道府県、人口3万人以上の都市は、3年後までに、取り組みが進んでいない団体、町村、人口3万人未満の都市は、5年後までに、4表の整備又は4表作成に必要な情報の開示に取り組むこと。

なお、現在「新地方公会計制度実務研究会」を設置し、「新地方公会計制度研究会報告書」で示されたモデルの実証的検証及び資産評価方法等の諸課題について検討した上で、財務書類の作成や資産評価に関する実務的な指針について、別途通知する予定であるので留意すること。」

この3年後というのは、ちょうど新健全化法の施行に間に合うのだが、そのためには「基準モデル」に基づく総勘定元帳をこの4月から作成していなければならない。それは現実的なのだろうか。自治体の側の基準作りがないまま、4表を作成することは公正なのだろうか。最後の課題は、早急に「地方財務基準審議会」のような組織を出発させることが重要だという主張につながってくる。なおかつ最大の課題である。

あと二点ばかり付け加えておこう。「基準モデル」は市民持分というかなり特殊な概念フレームワークを用いている。税の拠出は市民の持分だ。したがって負債も市民一人一人の持分となる。夕張市でおこっていることはまさにこのことだ。負の持分の解消を個々人の負担で行う。その方式が時と場合によっては過酷となる。一方では住民でなくなることで持分から切り離されてしまうために、自治体に残らざるを得ない人々にはより過酷となる。もう一点は、ストックの公正な価値を測定するルールを設定しないままの見切り発車なので、自治体の大きさ（ストックの量）などの影響をうまく反映できないことである。いずれも自治体公会計における概念のフレームワークや基準設定の未完による欠陥だといえるだろう。

(すがわら としお (財)地方自治総合研究所研究員)

各種財政再建制度比較と財政健全化法関連資料

表1 財政再建整備法案と地方制度調査会第1次答申と地方財政再建促進特別措置法との比較

表2 準用再建と新財政再生法制との比較

表3 民間部門・公的部門・米国連邦破産法の各再生制度と新財政再生法制との比較

資料1 健全化判断比率等の概要について

資料2 地方公共団体の財政の健全化に関する法律案（全文）

資料3 地方公共団体の財政の健全化に関する法律案新旧対照条文

表 1 財政再建整備法案と地方制度調査会第 1 次答申と地方財政再建促進特別措置法との比較

	地方財政再建整備法案	地方制度調査会第 1 次答申	地方財政再建促進特別措置法
	1953年 8 月	1953年10月	1955年12月
再建期間	指定日の翌年度以降10年度以内	歳入欠陥補てん債償還期限5年	指定日の属する年度及びこれに続くおおむね7年度以内
歳入不足の解消	住民税・事業税・固定資産税の増税（標準税率の1.2倍）＋経費削減	住民税・事業税・固定資産税の増税（標準税率の1.2倍）＋経費削減	経費の節減＋超過課税＋法定外普通税
行政委員会等との関係	市町村監査委員の強制設置	教育委員会の予算原案送付権の効力停止	財政再建計画に基づく予算の調製、都道府県市町村教育委員会の協議・指示
政府資金援助	歳入欠陥補てん債に対する国庫金の無利子貸し付け。国庫金以外の利子補給	財政再建債の国庫資金による無利子貸付、償還期限10年。国庫金以外の利子補給	貸付枠四分の一の政府資金貸付、財政再建債消化促進審議会、利子補給
国との関係	自治庁長官の助言およびあつせん。勧告と勧告に従わない場合の利子供給停止権		自治庁長官の予算の一部執行停止権・措置権、計画変更請求権、利子補給停止権

(筆者作成)

表2 準用再建と新財政再生法制との比較

	1955年度以降の赤字団体の財政再建（準用再建）	2009年度以降財政健全化法の財政再生制度
対象団体	<ul style="list-style-type: none"> ① 1955年度以降の年度において、歳入欠陥（繰上充用、支払繰延又は事業繰越）が生じた地方公共団体で、歳入欠陥を生じた年度の翌年度の末日までに申し出た団体（法22②） ② 赤字比率（＝実質収支赤字÷標準財政規模）が5%以上の都道府県、20%以上の市町村は、法に基づく財政再建を行わなければ建設地方債を発行できない（法23①） 	<p>再生判断比率（法2①－③）のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなければならない（法8①）再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上で法10条の総務大臣の同意を得ていないときは災害復旧事業費の財源等以外は起債できない（法11）</p>
手続	<ul style="list-style-type: none"> ① 財政再建の申出（法22②、2①） ② 総務大臣による指定日の指定（法22②、2①） ③ 財政再生計画の作成と同意協議（法22③、3①） ④ 総務大臣の財政計画の同意（法22③、3①） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 財政再生計画は議会の議決を経て定め、速やかに公表、知事・総務大臣に報告（法9） ② 財政再生計画は総務大臣に協議し、その同意を求めることができる（法10①） ③ 毎年度9月30日までに実施状況を議会に報告、公表、知事・総務大臣に報告、総務大臣は必要に応じて調査報告を求めることができる
財政再建・財政再生計画に盛り込む事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 財政の再建の基本方針 ② 財政の再建に必要な具体的措置 <ul style="list-style-type: none"> イ 毎年度の収支均衡を目標とする経費節減計画 ロ 税徴収率の向上計画 ハ 税滞納分の徴収計画 ③ 収支均衡目標年次までの歳入歳出年次総合計画 ④ その他財政再建に必要な事項（以上22③、2③） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 財政悪化の要因分析 ② 計画期間 ③ 財政再生の基本方針 ④ 事務事業の見直し、税・滞納徴収強化、使用料手数料増加、標準税率を超える税率での課税等 ⑤ 年度ごと歳入歳出総合計画 ⑥ 再生振替債償還計画 ⑦ 健全化判断比率の見通し ⑧ その他必要な事項（法8③）
財政再建・財政再生団体に対する財政支援措置	<p>法に基づく支援措置はなし</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 政府資金による一時借入融資のあっせん（赤字団体の財政再建促進措置要領（昭和34年4月21日付自治事務次官通知）） ② 一時借入金利子に対する特別交付税措置（特別交付税に関する省令3①1イ） 	<p>再生振替特例債（法12）</p>
財政再建・財政再生計画の実施確保のための国の関与等	<p>財政再生計画に従って予算を調製する義務（法3⑦）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 予算の変更勧告等、勧告に基づいた措置について総務大臣への報告義務 ② 国及び他の自治体の財政再生計画円滑実施の配慮

（筆者作成）

表3 民間部門・公的部門・米国連邦破産法の各再生制度と新財政再生法制との比較

部 門 法 制	民間部門 破産法	民間部門 特定調停法	民間部門 民事再生法	民間部門 会社更生法
目的(条文)	支払不能又は債務超過にある債務者の財産等の清算に関する手続を定めること等により、債権者その他の利害関係人の利害及び債務者と債権者との間の権利関係を適切に調整し、もって債務者の財産等の適正かつ公平な清算を図るとともに、債務者について経済生活の再生の機会の確保を図る	支払不能に陥るおそれのある債務者等の経済的再生に資するため、民事調停法の特例として特定調停の手続を定めることにより、このような債務者が負っている金銭債務にかかる利害関係の調整を促進する	経済的に窮境にある債務者について、その債権者の多数の同意を得、かつ、裁判所の認可を受けた再生計画を定めること等により、当該債務者とその債権者との間の民事上の権利関係を適切に調整し、もって当該債務者の再生を図ること	窮境にある株式会社について、更生計画の策定及びその遂行に関する手続を定めること等により、債権者、株主その他の利害関係人の利害を適切に調整し、もって当該株式会社の事業の維持更生を図ること
適用対象	限定なし(地方公共団体への適用なし、が通説)	限定なし	限定なし	株式会社
申立者	債務者または債権者	債務者	債務者又は債権者	債務者
手続開始条件	支払不能(債務者が法人である場合には、債務超過も開始原因となる)	支払不能に陥るおそれのある場合、事業の継続に支障をきたすことなく、弁済期にある債務を弁済することが困難な場合、債務超過に陥る恐れがある場合	破産原因事実の生じるおそれのある場合、事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することが困難な場合	破産原因事実の生じるおそれのある場合、弁済期にある債務を弁済することとすれば、その事業の継続に著しい支障をきたすおそれがある場合
経営支配権	清算型手続であり、経営の継続性はない	規定はないが経営者はそのまま残ることが前提	原則として経営者がそのまま残る	保全管財人或更生管財人が選任され、従来の経営者は退任
再建計画の決定	裁判所の監督下、破産管財人により債務者の総財産を換価し、配当を通じて債権者に公平に分配する	裁判所の調停委員が間に入り当事者間で合意	債権者集会出席債権者の過半数、かつ決議債権の2分の1以上の同意で可決	議決権の総額の2分の1を超える議決権を有するものの同意で可決
国による支援措置	なし	なし	なし	なし
その他の特徴	企業の再建型手続きが廃止された場合には、破産法手続きの流れで清算され担保権は破産手続きによらず行使可能(別除権)		監督委員が選任され、債務者および再生計画の遂行を監督。担保権は再生手続きによらず行使可能(別除権)	更生手続き中は担保権の行使は不可能

民間部門	民間部門	公共部門	公共部門	公共部門
産業活力再生特別措置法（産業再生法）	産業再生機構（07年3月解散）	地方財政再建促進特別措置法（準用再建）	米国連邦破産法第9章	新健全化法
内外の経済的環境の変化に伴い我が国経済の生産性の伸び率が低下している現状に堪がみ、我が国に存する経営資源の効率的な活用を通じて生産性の向上を実現するため、特別の措置として、事業者が実施する事業再構築、共同事業再編及び経営資源再活用を円滑化するための措置を雇用の安定等に配慮しつつ講ずるとともに中小企業の活力の再生を支援するための措置を講じ、併せて事業者の経営資源の増大に資する研究活動の活性化等を図ることにより、我が国産業の活力の再生を速やかに実現すること	最近における経済の停滞、物価、地価及び株価の下落等の経済情勢の変化に我が国の産業及び金融システムが十分対応できなかったものとなっていない状況に堪がみ、雇用の安定等に配慮しつつ、我が国の産業の再生を図るとともに、金融機関等の不良債権の処理の促進による信用秩序の維持を図るため、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている事業者に対し、過剰供給構造その他の当該事業者の属する事業分野の実態を考慮しつつ、当該事業者に対して金融機関等が有する債権の買取り等を通じてその事業の再生を支援することを目的とする株式会社	地方公共団体の財政の再建を促進し、もつて地方公共団体の財政の健全性を確保するため、臨時に、地方公共団体の行政及び財政に関して必要な特別措置を定めるもの	財政破綻に陥った自治体の債務調整等の実施	地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資すること
株式会社	株式会社	地方自治体	地方自治体	地方自治体
事業者	事業者、メインバンク、その他関係者	地方自治体	地方自治体	地方自治体
以下のいずれかについて計画が基準を満たしている場合。過剰供給構造解消、過剰債務構造は正、企業の選択と集中促進、国内空洞化への対応	持ち込み案件のうち、本業に見込みがあり、再生の可能性が高い企業	起債制限：実質収支比率の赤字幅が一定以上（都道府県5%・市町村20%施行令）	支払不能の状態にある場合、州法において連邦破産法による破産手続きを承認している場合	健全化4指標 再生3指標
経営者の刷新について取り決めはない	経営者の刷新が基本	首長、議会はそのまま残る	首長、議会について辞任、解散の要求はない	首長、議会はそのまま残る
所管官庁による計画の認定：共同事業再編計画、経営資源再活用計画、事業再構築計画、事業革新設備導入計画	持ち込み案件に対して事業再生計画を策定し、支援を決定	議会の議決および総務大臣の同意	原則として債権の種類ごとに過半数の債権者の同意を得、かつ債権総額の3分の2以上を保有する債権者が賛成することが必要（ただし、条件を満たさない場合も裁判所の判断で計画を確定できる）	議会の議決および総務大臣の同意
設備廃棄ともなう欠損金繰越期間の延長、登録免許税や不動産取得税の軽減、日本政策投資銀行による低利融資など	政府保証のついた金融機関借入金による非メインバンクの不良債権の買取り（金融機関調整）事業再生計画実行支援	一定の起債の許可、政府資金による短期融資、一時借入金利子に対する特別交付税措置	なし（DIPファイナンスは認める）	一定の起債の許可、再生振替特例債
	債務をメインバンクと機構に整理・調整。機構は、対象企業を再生し、株式の売却等で利益をあげることが目的とする	再建計画に基づき歳入確保・歳出削減を実施。裁判所の介入による債務の調整は行なわれない	債務の調整等の再生手続きが不調に至った際の規定はなし	債務調整は行わない

（日本版PPP研究会資料などより筆者作成）

<資料1>

健全化判断比率等の概要について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{繰上充用額} + (\text{支払繰延額} + \text{事業繰越額})}{\text{標準財政規模}}$$

○ 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

- ・ 繰上充用額＝歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
- ・ 支払繰延額＝実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
- ・ 事業繰越額＝実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{\text{標準財政規模}}$$

○ 全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

- ・ (A) 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ・ (B) 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ・ (C) 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ・ (D) 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金 (E)}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \text{の3カ年平均}$$

○ 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

- ・ (E) 準元利償還金の内容
 - ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年当たりの元金償還金相当額
 - ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの
 - ③ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

将来負担比率＝	$\frac{\text{将来負担額（F）－（充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$
---------	--

○ 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

・（F）将来負担額の内容

- ① 一般会計等の地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
- ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ④ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥ 設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑦ 連結実質赤字額
- ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

※ 公営企業の経営の健全化では、資金不足比率（資金の不足額／事業の規模）を用いる。

- ・資金の不足額：一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額
- ・事業の規模：料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

（総務省）

△資料2▽

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条―第三条）
 - 第二章 財政の早期健全化（第四条―第七条）
 - 第三章 財政の再生（第八条―第二十一条）
 - 第四章 公営企業の経営の健全化（第二十二条―第二十四条）
 - 第五章 雑則（第二十五条―第二十九条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地

方公共団体の財政の健全化に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 実質赤字比率 地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区に限る。以下この章から第三章までにおいて同じ。）の当該年度の前年度の歳入（一般会計及び特別会計のうち次に掲げるもの以外のもの（以下「一般会計等」という。）に係る歳入で、一般会計等の相互間の重複額を控除した純計によるもの）をいう。以下この号において同じ。）が歳出（一般会計等に係る歳出で、一般会計等の相互間の重複額を控除した純計によるものをいう。以下この号において同じ。）に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額並びに実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額（以下「実質赤字額」という。）を当該年度の前年度の地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の四第一項第二号に規定する標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額（以下「標準財政規模の額」という。）で除して得

た数値

イ 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する企業（以下「法適用企業」という。）に係る特別会計

ロ 地方財政法第六条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のもの（次号において「法非適用企業」という。）に係る特別会計

ハ イ及びロに掲げるもののほか、政令で定める特別会計

二 連結実質赤字比率 地方公共団体の連結実質赤字額（イ及びロに掲げる額の合算額がハ及びニに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額をいう。第四号において同じ。）を当該年度の前年度の標準財政規模の額で除して得た数値

イ 一般会計又は公営企業（法適用企業及び法非適用企業をいう。以下同じ。）に係る特別会計以外の特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額並びに実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度

に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額がある場合にあつては、当該合算額を合計した額

ロ 公営企業に係る特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、政令で定めるところにより算定した資金の不足額がある場合にあつては、当該資金の不足額を合計した額

ハ 一般会計又は公営企業に係る特別会計以外の特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、歳入額（当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く。）が歳出額を超える場合にあつては、当該超える額を合計した額

ニ 公営企業に係る特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、政令で定めるところにより算定した資金の剰余額がある場合にあつては、当該資金の剰余額を合計した額

三 実質公債費比率 地方公共団体の地方財政法第五条の四第一項第二号に規定する地方債の元利償還金（以下この号において「地方債の元利償還金」という。）の額と同項第二号に規定する準元利償還金（以下この号において「準元利償還金」という。）の額との合算額から地方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入に相当する金額と地方交付税法（昭和二十五年法律第二

- 百十一号)の定めるところにより地方債の元利償還金及び準元利償還金に係る経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入される額として総務省令で定めるところにより算定した額(特別区にあつては、これに相当する額として総務大臣が定める額とする。以下この号及び次号において「算入公債費等の額」という。)との合算額を控除した額を標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値
- 四 将来負担比率 地方公共団体のイからチまでに掲げる額の合算額がリからルまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を当該年度の前年度の標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値
- イ 当該年度の前年度末における一般会計等に係る地方債の現在高
- ロ 当該年度の前年度末における地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百十四条に規定する債務負担行為(へに規定する設立法人以外の者のために債務を負担する行為を除く。)に基づく支出予定額(地方財政法第五条各号に規定する経費その他の政令で定める経費の支出に係るものとして総務省令で定めるところにより算定した額に限る。)
- ハ 当該年度の前年度末までに起こした一般会計等以外の特別会計に係る地方債の元金の償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる金額の合計額として総務省令で定めるところにより算定した額
- ニ 当該年度の前年度末までに当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合又は当該地方公共団体が設置団体である地方開発事業団が起こした地方債の元金の償還に充てるため、当該地方公共団体に よる負担又は補助が必要と見込まれる金額の合計額として総務省令で定めるところにより算定した額
- ホ 当該年度の前年度の末日における当該地方公共団体の職員(地方自治法第二百四条第一項の職員をいい、都道府県にあつては市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員を含み、市町村及び特別区にあつては当該職員を除く。)の全員が同日において自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の額のうち、当該地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれるものとして総務省令で定めるところにより算定した額
- ヘ 当該年度の前年度末における当該地方公共団体が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立した

法人で政令で定めるもの（以下この号において「設立法人」という。）の負債の額及び当該地方公共団体が設立法人以外の者のために債務を負担している場合における当該債務の額のうち、これらの者の財務内容その他の経営の状況を勘案して当該地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれるものとして総務省令で定めるところにより算定した額

ト 連結実質赤字額

チ 当該年度の前年度末における当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合又は当該地方公共団体が設置団体である地方開発事業団の連結実質赤字額に相当する額のうち、当該地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれるものとして総務省令で定めるところにより算定した額

リ イに規定する地方債の償還額又はロからへまでに掲げる額に充てることができる地方自治法第二十四十一条の基金として総務省令で定めるものの当該年度の前年度末における残高の合計額

ヌ イに規定する地方債の償還額又はロからニまでに掲げる額に充てることができる特定の歳入の見込額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額

ル 地方交付税法の定めるところにより、イに規定する地方債の償還、ロに規定する債務負担行為に基づく支出、ハに規定する一般会計等からの繰入れ又はニに規定する地方公共団体による負担若しくは補助に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入されることが見込まれる額として総務省令で定めるところにより算定した額（特別区にあつては、これに相当する額として総務大臣が定める額とする。）

五 早期健全化基準 財政の早期健全化（地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図ることをいう。以下同じ。）を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて、政令で定める数値をいう。

六 財政再生基準 財政の再生（地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図ることをいう。以下同じ。）を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準の数値を超えるものとして政令で定める数値をいう。

(健全化判断比率の公表等)

第三条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

2 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

3 地方公共団体の長は、第一項の規定により公表した健全化判断比率を、速やかに、都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の長にあつては総務大臣に、指定都市を除く市町村（第二十九条を除き、以下「市町村」という。）及び特別区の長にあつては都道府県知事に報告しなければならない。この場合において、当該報告を受けた都道府県知事は、速やかに、当該健全化判断比率を総務大臣に報告しなければならない。

4 都道府県知事は、毎年度、前項前段の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

5 総務大臣は、毎年度、第三項の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

6 地方公共団体は、健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類をその事務所に備えて置かなければならない。

7 包括外部監査対象団体（地方自治法第二百五十二条の三十六第一項に規定する包括外部監査対象団体をいう。以下同じ。）においては、包括外部監査人（同法第二百五十二条の二十九に規定する包括外部監査人をいう。以下同じ。）は、同法第二百五十二条の三十七第一項の規定による監査のため必要があると認めるときは、第一項の規定により公表された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について調査することができる。

第二章 財政の早期健全化

(財政健全化計画)

第四条 地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合（当該健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上である場合を除く。）には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、当該年度を初年度とする財政の早期健全化のための計画（以下「財政健全化計画」という。）を定めなければならない。ただし、この項の規定により既に財政健全化計画を定めている場合、第八条第一

- 項の規定により同項の財政再生計画を定めている場合その他政令で定める場合は、この限りでない。
- 2 財政健全化計画は、財政の状況が悪化した要因の分析の結果を踏まえ、財政の早期健全化を図るため必要な最小限度の期間内に、実質赤字額がある場合にあつては一般会計等における歳入と歳出との均衡を実質的に回復することを、連結実質赤字比率、実質公債費比率又は将来負担比率が早期健全化基準以上である場合にあつてはそれぞれの比率を早期健全化基準未満とすることを目標として、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 健全化判断比率が早期健全化基準以上となつた要因の分析
 - 二 計画期間
 - 三 財政の早期健全化の基本方針
 - 四 実質赤字額がある場合にあつては、一般会計等における歳入と歳出との均衡を実質的に回復するための方策
 - 五 連結実質赤字比率、実質公債費比率又は将来負担比率が早期健全化基準以上である場合にあつては、それぞれの比率を早期健全化基準未満とするための方策
- 六 各年度ごとの前二号の方策に係る歳入及び歳出に関する計画
- 七 各年度ごとの健全化判断比率の見通し
- 八 前各号に掲げるもののほか、財政の早期健全化に必要な事項
- 3 財政健全化計画は、その達成に必要な各会計ごとの取組が明らかになるよう定めなければならない。
(財政健全化計画の策定手続等)
- 第五条 財政健全化計画は、地方公共団体の長が作成し、議会の議決を経て定めなければならない。財政健全化計画を変更する場合も、同様とする。
- 2 地方公共団体は、財政健全化計画を定めたときは、速やかに、これを公表するとともに、都道府県及び指定都市にあつては総務大臣に、市町村及び特別区にあつては都道府県知事に、報告しなければならない。この場合において、当該報告を受けた都道府県知事は、速やかに、当該財政健全化計画の概要を総務大臣に報告しなければならない。
- 3 前項の規定は、財政健全化計画を変更した場合（政令で定める軽微な変更をした場合を除く。）について準用する。

- 4 都道府県知事は、毎年度、第二項前段（前項において準用する場合を含む。）の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。
- 5 総務大臣は、毎年度、第二項（第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（財政健全化計画の実施状況の報告等）

第六条 財政健全化計画を定めている地方公共団体（以下「財政健全化団体」という。）の長は、毎年九月三十日までに、前年度における決算との関係を明らかにした財政健全化計画の実施状況を議会に報告し、かつ、これを公表するとともに、都道府県及び指定都市の長にあつては総務大臣に、市町村及び特別区の長にあつては都道府県知事に当該財政健全化計画の実施状況を報告しなければならない。この場合において、当該報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その要旨を総務大臣に報告しなければならない。

- 2 都道府県知事は、毎年度、前項前段の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。
- 3 総務大臣は、毎年度、第一項の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（国等の勧告等）

第七条 総務大臣又は都道府県知事は、前条第一項前段の規定による報告を受けた財政健全化団体の財政健全化計画の実施状況を踏まえ、当該財政健全化団体の財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、当該財政健全化団体の長に対し、必要な勧告をすることができる。

- 2 総務大臣は、前項の勧告をしたときは、速やかに、当該勧告の内容を公表するものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の勧告をしたときは、速やかに、当該勧告の内容を公表するとともに、総務大臣に報告しなければならない。
- 4 財政健全化団体の長は、第一項の勧告を受けたときは、速やかに、当該勧告の内容を当該財政健全化団体の議会に報告するとともに、監査委員（包括外部監査対象団体である財政健全化団体にあつては、監査委員及び包括外部監査人）に通知しなければならない。

第三章 財政の再生

（財政再生計画）

第八条 地方公共団体は、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率（以下「再生判断比率」という。）のいずれかが財政再生基準以上である場合には、当該再生判断比率を公表した年度の末日までに

、当該年度を初年度とする財政の再生のための計画（以下「財政再生計画」という。）を定めなければならない。ただし、この項の規定により既に財政再生計画を定めている場合は、この限りでない。

2 財政健全化団体が前項の規定により財政再生計画を定めたときは、当該財政健全化団体の財政健全化計画は、その効力を失う。

3 財政再生計画は、財政の状況が著しく悪化した要因の分析の結果を踏まえ、財政の再生を図るため必要な最小限度の期間内に、実質赤字額がある場合にあつては一般会計等における歳入と歳出との均衡を実質的に回復することを、連結実質赤字比率、実質公債費比率又は将来負担比率が早期健全化基準以上である場合にあつてはそれぞれの比率を早期健全化基準未満とすることを、第十二条第二項に規定する再生振替特別債を起す場合にあつては当該再生振替特別債の償還を完了することを目標として、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ホに掲げる事項については、財政の再生のため特に必要と認められる地方公共団体に限る。

一 再生判断比率が財政再生基準以上となつた要因の分析

二 計画期間

三 財政の再生の基本方針

四 次に掲げる計画（ロ及びハに掲げる計画にあつては、実施の要領を含む。次号において同じ。）及びこれに伴う歳入又は歳出の増減額

イ 事務及び事業の見直し、組織の合理化その他の歳出の削減を図るための措置に関する計画

ロ 当該年度以降の年度分の地方税その他の収入について、その徴収成績を通常の成績以上に高めるための計画

ハ 当該年度の前年度以前の年度分の地方税その他の収入で滞納に係るものの徴収計画

ニ 使用料及び手数料の額の変更、財産の処分その他の歳入の増加を図るための措置に関する計画

ホ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四条第二項若しくは第五条第二項に掲げる普通税について標準税率を超える税率で課し、又は同法第四条第三項若しくは第五条第三項の規定による普通税を課することによる地方税の増収計画

五 前号の計画及びこれに伴う歳入又は歳出の増減額を含む各年度ごとの歳入及び歳出に関する総合的な計画

六 第十二条第二項に規定する再生振替特例債を起す場合には、当該再生振替特例債の各年度ごとの償還額

七 各年度ごとの健全化判断比率の見直し

八 前各号に掲げるもののほか、財政の再生に必要な事項

4 財政再生計画は、その達成に必要な各会計ごとの取組が明らかになるよう定めなければならない。

(財政再生計画の策定手続等)

第九条 財政再生計画は、地方公共団体の長が作成し、議会の議決を経て定めなければならない。財政再生計画を変更する場合も、同様とする。

2 地方公共団体は、財政再生計画を定めたときは、速やかに、これを公表するとともに、総務大臣に（市町村及び特別区にあつては、都道府県知事を経由して総務大臣に）報告しなければならない。

3 前項の規定は、財政再生計画を変更した場合（政令で定める軽微な変更をした場合を除く。）について準用する。

4 財政再生計画を定めている地方公共団体（以下「財政再生団体」という。）の長は、財政再生計画に基づいて予算を調製しなければならない。

(財政再生計画の同意)

第十条 地方公共団体は、財政再生計画について、議会の議決を経て、総務大臣に（市町村及び特別区にあつては、都道府県知事を通じて総務大臣に）協議し、その同意を求めることができる。

2 総務大臣は、財政再生計画について同意をするかどうかを判断するための基準を定め、これを公表するものとする。

3 総務大臣は、第一項の規定による協議を受けた財政再生計画が、前項の基準に照らして適当なものであると認められるときは、これに同意するものとする。

4 総務大臣は、第二項の基準の作成及び前項の同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

5 地方公共団体は、第三項の同意を得たときは、速やかに、その旨を公表しなければならない。

6 地方公共団体は、第三項の同意を得ている財政再生計画を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。ただし、災害その他緊急やむを得ない理由により、あら

はじめ、総務大臣に協議し、その同意を得る時間的余裕がないときは、事後において、遅滞なく、その変更について総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

7 第二項から第五項までの規定は、前項の変更の同意について準用する。

(地方債の起債の制限)

第十一条 地方公共団体は、再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上であり、かつ、前条第三項(同条第七項において準用する場合を含む。以下同じ。)の同意を得ていないときは、地方財政法その他の法律の規定にかかわらず、地方債をもつてその歳出の財源とすることができない。ただし、災害復旧事業費の財源とする場合その他の政令で定める場合においては、この限りでない。

(再生振替特例債)

第十二条 財政再生団体は、その財政再生計画につき第十条第三項の同意を得ている場合に限り、収支不足額(標準財政規模の額に、実質赤字比率と連結実質赤字比率から連結実質赤字比率について早期健全化基準として定める数値を控除して得た数値とのいずれか大きい数値を乗じて得た額を基準として総務省令で定める額をいう。)を地方債に振り替えることによつて、当該収支不足額を財政再生計画の計画期間内に

計画的に解消するため、地方財政法第五条の規定にかかわらず、当該収支不足額の範囲内で、地方債を起すことができる。

2 前項の地方債(当該地方債の借換えのために要する経費の財源に充てるために起す地方債を含む。次項において「再生振替特例債」という。)は、財政再生計画の計画期間内に償還しなければならない。

3 国は、再生振替特例債については、法令の範囲内において、資金事情の許す限り、適切な配慮をするものとする。

(地方債の起債の許可)

第十三条 財政再生団体及び財政再生計画を定めない地方公共団体であつて再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体は、地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣の許可を受けなければならない。この場合においては、地方財政法第五条の三第一項の規定による協議をすること並びに同法第五条の四第一項及び第三項から第五項までに規定する許可を受けることを要しない。

2 財政再生計画につき第十条第三項の同意を得ている財政再生団体についての前項の許可は、当該財政再

生計画に定める各年度ごとの歳入に関する計画その他の地方債に関連する事項及び当該財政再生計画の実施状況を勘案して行うものとする。

3 地方財政法第五条の第三項の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債について、同条第四項の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について準用する。

4 総務大臣は、第一項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。
(財政再生団体に係る通知等)

第十四条 総務大臣は、第九条第二項の規定により財政再生計画の報告を受けたときは、速やかに、当該財政再生計画を定めた地方公共団体の名称を各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下この条において同じ。)に通知しなければならない。

2 各省各庁の長は、土木事業その他の政令で定める事業を財政再生団体に負担金を課して国が直轄で行おうとするときは、当該事業の実施に着手する前(年度を分けて実施する場合にあつては、年度ごとの事業の実施に着手する前)に、あらかじめ、当該事業に係る経費の総額及び当該財政再生団体の負担額を総務大臣に通知しなければならない。当該事業の事業計画の変更により財政再生団体の負担額に著しい変更を

生ずる場合も、同様とする。

3 総務大臣は、前項の規定による通知を受けた場合において当該通知に係る事項が財政再生計画に与える影響を勘案して必要と認めるときは、各省各庁の長に対し、意見を述べることができる。

(財政再生計画についての公表)

第十五条 総務大臣は、毎年度、第九条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により報告を受けた財政再生計画の内容並びに第十条第一項及び第六項の規定による協議の結果を公表するものとする。

(事務局等の組織の簡素化)

第十六条 財政再生団体は、財政再生計画で定めるところにより、当該財政再生団体の長の補助機関である職員を、当該財政再生団体の議会若しくは当該財政再生団体に執行機関として置かれる委員会及び委員並びに当該委員会の管理に属する機関(以下この条において「委員会等」という。)の事務を補助する職員と兼ねさせ、若しくは当該議会若しくは委員会等の事務を補助する職員に充て、又は当該議会若しくは委員会等の事務に従事させることができる。

(長と議会との関係)

第十七条 地方公共団体の議会の議決が次に掲げる場合に該当するときは、当該地方公共団体の長は、地方自治法第七十六条及び第七十七条の規定によるもののほか、それぞれ当該議決があつた日から起算して十日以内に、理由を示してこれを再議に付することができる。

一 財政再生計画の策定又は変更に関する議案を否決したとき。

二 第十条第一項の規定による協議に関する議案を否決したとき。

三 財政再生計画の達成ができなくなると認められる議決をしたとき。

(財政再生計画の実施状況の報告等)

第十八条 財政再生団体の長は、毎年九月三十日までに、前年度における決算との関係を明らかにした財政再生計画の実施状況を議会に報告し、かつ、これを公表するとともに、総務大臣に（市町村及び特別区の長にあつては、都道府県知事を経由して総務大臣に）当該財政再生計画の実施状況を報告しなければならない。

2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(財政再生計画の実施状況の調査等)

第十九条 総務大臣は、必要に応じ、財政再生計画の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(国の勧告等)

第二十条 総務大臣は、財政再生団体の財政の運営がその財政再生計画に適合しないと認められる場合その他財政再生団体の財政の再生が困難であると認められる場合においては、当該財政再生団体の長に対し、予算の変更、財政再生計画の変更その他必要な措置を講ずることを勧告することができる。

2 財政再生団体の長は、前項の規定による勧告を受けたときは、速やかに、当該勧告の内容を当該財政再生団体の議会に報告するとともに、監査委員（包括外部監査対象団体である財政再生団体にあつては、監査委員及び包括外部監査人）に通知しなければならない。

3 第一項の規定による勧告を受けた財政再生団体の長は、当該勧告に基づいて講じた措置について、総務大臣に報告しなければならない。

4 総務大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、当該報告の内容を公表するものとする。

(国及び他の地方公共団体の配慮)

第二十一条 国及び他の地方公共団体は、財政再生団体が財政再生計画を円滑に実施することができるよう配慮するものとする。

第四章 公営企業の経営の健全化

(資金不足比率の公表等)

第二十二条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受け、その後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。2 前項に規定する「資金不足比率」とは、公営企業ごとに、政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額を政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の事業の規模で除して得た数値をいう。

3 第三条第二項から第七項までの規定は、資金不足比率について準用する。

(経営健全化計画)

第二十三条 地方公共団体は、公営企業（事業を開始する前の公営企業を除き、法適用企業にあつては、繰越欠損金があるものに限る。）の資金不足比率が公営企業の経営の健全化を図るべき基準として政令で定める数値（以下「経営健全化基準」という。）以上である場合には、当該公営企業について、当該資金不足比率を公表した年度の末日までに、当該年度を初年度とする公営企業の経営の健全化のための計画（以下「経営健全化計画」という。）を定めなければならない。ただし、この項の規定により既に当該公営企業について経営健全化計画を定めている場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

2 経営健全化計画は、当該公営企業の経営の状況が悪化した要因の分析の結果を踏まえ、当該公営企業の経営の健全化を図るため必要な最小限度の期間内に、資金不足比率を経営健全化基準未満とすることを目標として、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 資金不足比率が経営健全化基準以上となった要因の分析

二 計画期間

三 経営の健全化の基本方針

四 資金不足比率を経営健全化基準未満とするための方策

- 五 各年度ごとの前号の方策に係る収入及び支出に関する計画
- 六 各年度ごとの資金不足比率の見通し
- 七 前各号に掲げるもののほか、経営の健全化に必要な事項

(準用)

第二十四条 第五条から第七条までの規定は、経営健全化計画について準用する。この場合において、第六条第一項並びに第七条第一項及び第四項中「財政健全化団体」とあるのは「経営健全化団体」と、同条第一項中「財政の早期健全化」とあるのは「公営企業の経営の健全化」と読み替えるものとする。

第五章 雑則

(財政健全化計画又は財政再生計画と経営健全化計画との調整)

第二十五条 財政健全化団体又は財政再生団体である地方公共団体は、経営健全化計画を定めるに当たっては、当該経営健全化計画と当該財政健全化計画又は財政再生計画との整合性の確保を図らなければならない。

2 経営健全化計画を定めている地方公共団体（次条において「経営健全化団体」という。）は、財政健全

化計画又は財政再生計画を定めるに当たっては、当該財政健全化計画又は財政再生計画と当該経営健全化計画との整合性の確保を図らなければならない。

(地方自治法の監査の特例)

第二十六条 財政健全化計画、財政再生計画又は経営健全化計画を定めなければならない地方公共団体の長は、これらの計画を定めるに当たっては、あらかじめ、当該地方公共団体の財政の健全化のために改善が必要と認められる事務の執行について、監査委員に対し、地方自治法第九十九条第六項の監査の要求をしなければならない。この場合においては、同法第二百五十二条の四十一第一項中「第九十九条第六項」とあるのは「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第 号）第二十六条第一項の規定に基づく第九十九条第六項」と、「監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団体」とあるのは「同法の規定により財政健全化計画、財政再生計画又は経営健全化計画を定めなければならない地方公共団体」と、「同項の要求をする場合において、特に必要があると認めるときは、その理由を付して、併せて」とあるのは「同項の要求と併せて、理由を付して」と、「求めることができる」とあるのは「求めなければならない」と読み替えて、同法第二編

第十三章の規定を適用する。

- 2 財政健全化団体、財政再生団体又は経営健全化団体（以下この項において「財政健全化団体等」という。）が包括外部監査対象団体である場合にあつては、当該財政健全化団体等の包括外部監査人は、地方自治法第二百五十二条の三十七第一項の規定による監査をするに当たつては、同条第二項の規定によるほか、当該財政健全化団体等の財務に関する事務の執行及び当該財政健全化団体等の経営に係る事業の管理が財政の早期健全化、財政の再生又は公営企業の経営の健全化を図る観点から適切であるかどうか、特に、意を用いなければならない。

（財政の早期健全化等が完了した団体の報告等）

- 第二十七条 財政健全化計画による財政の早期健全化が完了した地方公共団体の長は、財政健全化計画による財政の早期健全化が完了した年度の翌年度の九月三十日までに、当該年度の前年度における決算との関係を明らかにした財政健全化計画の実施状況及び財政の早期健全化が完了した後の当該地方公共団体の財政の運営の方針を記載した書類（以下この項において「財政健全化計画完了報告書」という。）を添えて、財政の早期健全化が完了した旨を議会に報告し、かつ、当該財政健全化計画完了報告書を公表すると

もに、都道府県及び指定都市の長にあつては総務大臣に、市町村及び特別区の長にあつては都道府県知事に、当該財政健全化計画完了報告書を添えて財政の早期健全化が完了した旨を報告しなければならない。

この場合において、当該報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その要旨を総務大臣に報告しなければならない。

- 2 都道府県知事は、毎年度、前項前段の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

- 3 総務大臣は、毎年度、第一項の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

- 4 財政再生計画による財政の再生が完了した地方公共団体の長は、財政再生計画による財政の再生が完了した年度の翌年度の九月三十日までに、当該年度の前年度における決算との関係を明らかにした財政再生計画の実施状況及び財政の再生が完了した後の当該地方公共団体の財政の運営の方針を記載した書類（以下この項において「財政再生計画完了報告書」という。）を添えて、財政の再生が完了した旨を議会に報告し、かつ、当該財政再生計画完了報告書を公表するとともに、総務大臣に（市町村及び特別区の長にあつては、都道府県知事を経由して総務大臣に）当該財政再生計画完了報告書を添えて、財政の再生が完了した旨を報告しなければならない。

5 総務大臣は、毎年度、前項の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

6 第一項から第三項までの規定は、経営健全化計画について準用する。この場合において、第一項中「財政の早期健全化」とあるのは「公営企業の経営の健全化」と、「地方公共団体の財政の運営」とあるのは「公営企業の経営」と、「財政健全化計画完了報告書」とあるのは「経営健全化計画完了報告書」と読み替えるものとする。

(都道府県が処理する事務)

第二十八条 この法律に規定する総務大臣の権限に属する事務のうち市町村及び特別区に係るものの一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(政令への委任)

第二十九条 この法律に定めるもののほか、市町村の廃置分合又は境界変更があった場合におけるこの法律の規定の適用その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第二条、第三条及び第二十二条の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(適用区分)

第二条 第四条、第八条及び第二十三条の規定は、平成二十年度以後の年度分の決算に基づき算定した実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率若しくは将来負担比率又は資金不足比率が早期健全化基準、財政再生基準又は経営健全化基準以上である場合について適用する。

(地方財政再生促進特別措置法の廃止)

第三条 地方財政再生促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)は、廃止する。

(地方財政再生促進特別措置法の廃止に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に存する前条の規定による廃止前の地方財政再生促進特別措置法(以下「旧再建法」という。)第二十二條第二項の規定によりその例によることとされた旧再建法第二条第一項に規定する財政再生計画については、当該財政再生計画に係る地方公共団体が第四条又は第八条の規定により財政健全化計画又は財政再生計画を定めるまでの間は、なお従前の例による。この場合において、当該地

方公共団体のうち再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体については、当該財政再生計画が定められるまでの間、第十一条の規定は、適用しない。

(国等に対する寄附金等)

第五条 地方公共団体は、当分の間、国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）

第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの条の規定を適用することが適当であるものとして政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）若しくは国立大学法人等（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下この条において同じ。）又は日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、株式会社日本政策金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫（以下この条において「会社等」という。）に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。以下この条において「寄附金等」という。）を支出してはならない。ただし、地方

公共団体がその施設を国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等に移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場合における国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等で、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。

(国等に対する寄附金等に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の日前に旧再建法第二十四条の規定によりされた同意又は協議の申出は、前条の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

(地方債の起債の特例)

第七条 平成二十一年度から平成二十七年までの間における第十三条第一項の規定の適用については、同項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで並びに第三十三条の八第一項」とする。

(地方財政法の一部改正)

第八条 地方財政法の一部を次のように改正する。

第五条の三第六項中「第五項までに」を「第五項まで並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律

(平成十九年法律第 号)第十三条第一項に、「第五項までの」を「第五項まで並びに同法第十三条第一項の」に改める。

(地方公営企業法の一部改正)

第九条 地方公営企業法の一部を次のように改正する。

「第六章 雑則(第四十条―第四十二条)

目次中

第七章 財政の再建(第四十三条―第五十一条)」

を「第六章 雑則(第四十条―第四十二条

)」に改める。

第一条中、「企業の経営」を「並びに企業の経営」に改め、「並びに企業の財政の再建に関する措置」を削る。

第七章を削る。

(地方公営企業法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 この法律の施行の際現に存する前条の規定による改正前の地方公営企業法第四十九条第一項の規定によりその例によることとされた同法第四十三条第一項に規定する財政再建計画については、当該財政再

建計画に係る地方公共団体が第二十三条の規定により当該財政再建計画に係る公営企業について経営健全化計画を定めるまでの間は、なお従前の例による。

(台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法の一部改正)

第十一条 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法(昭和三十三年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律との関係)

第十二条 地方公共団体が災害防除事業を実施するために地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第 号)第十条第三項の同意を得ている財政再生計画を変更しようとするときは、総務大臣は、その財政の再生(同法第二条第六号に規定する財政の再生をいう。)が合理的に達成することができると認める限り、同法第十条第六項の規定による財政再生計画の変更の同意に当たって、当該災害防除事業の実施が確保されるよう特に配慮するものとする。

(首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正)

第十二条 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条 地方公共団体が近郊整備地帯整備計画又は都市開発区域整備計画に基づく事業を実施するために地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第 号）第十条第三項の同意を得ている財政再生計画を変更しようとするときは、総務大臣は、その財政の再生（同法第二条第六号に規定する財政の再生をいう。）が合理的に達成することができると認める限り、同法第十条第六項の規定による財政再生計画の変更の同意に当たつて、これらの事業の実施が確保されるように配慮するものとする。

（総務省設置法の一部改正）

第十三条 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第五十六号中「財政収支が著しく不均衡な状況にある地方公共団体の財政の再建」を「地方公共団体の財政の健全化」に改める。

第九条第一項中「地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）、地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）」を「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第 号）」に改める。

附則第五条に次の一項を加える。

2 地方財政審議会は、第九条及び前項に定める事務をつかさどるほか、当分の間、地方公共団体の財政の健全化に関する法律附則第十条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法附則第九条の規定による改正前の地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律附則第四条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法附則第三条の規定による廃止前の地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。この場合においては、第九条第二項及び第三項の規定を準用する。

理由

地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、その比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

△資料3▽

地方公共団体の財政の健全化に関する法律案新旧対照条文

○ 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）（附則第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（地方債の協議等） 第五条の三（略） 255（略） 6 総務大臣は、毎年度、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事が第一項に規定する協議における同意並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第 号）第十三条第一項に規定する許可をするかどうかを判断するために必要とされる基準を定め、並びに総務大臣又は都道府県知事が第一項に規定する協議において同意をする地方債（次条第一項及び第三項から第五項まで並びに同法第十三条第一項の規定により許可をする地方債を含む。）の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書類を作成し、これらを公表するものとする。</p>	<p>（地方債の協議等） 第五条の三（略） 255（略） 6 総務大臣は、毎年度、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事が第一項に規定する協議における同意並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第 号）第十三条第一項に規定する許可をするかどうかを判断するために必要とされる基準を定め、並びに総務大臣又は都道府県知事が第一項に規定する協議において同意をする地方債（次条第一項及び第三項から第五項まで並びに同法第十三条第一項の規定により許可をする地方債を含む。）の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書類を作成し、これらを公表するものとする。</p>
7（略）	7（略）

○ 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）（抄）（附則第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次 第一章 総則（第一条―第六条） 第二章 組織（第七条―第十六条） 第三章 財務（第十七条―第三十五条） 第四章 職員（第三十六条―第三十九条） 第五章 一部事務組合及び広域連合に関する特例（第三十九条の二・第三十九条の三） 第六章 雑則（第四十条―第四十二条） 附則 （一）の法律の目的 第一条 この法律は、地方公共団体の経営する企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱いその他企業の経営の根本基準並びに企業の経営に関する事務を処理する地方自治法の規定による一部事務組合及び広域連合に関する特例を定めることとする。</p>	<p>目次 第一章 総則（第一条―第六条） 第二章 組織（第七条―第十六条） 第三章 財務（第十七条―第三十五条） 第四章 職員（第三十六条―第三十九条） 第五章 一部事務組合及び広域連合に関する特例（第三十九条の二・第三十九条の三） 第六章 雑則（第四十条―第四十二条） 第七章 財政の再建（第四十三条―第五十一条） 附則 （一）の法律の目的 第一条 この法律は、地方公共団体の経営する企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱いその他企業の経営の根本基準、企業の経営に関する事務を処理する地方自治法の規定による一部事務組合及び広域連合に関する特例並びに企業の財政の再建に関する措置を定め、地方自治の発達に資することを目的とする。</p> <p>第七章 財政の再建 （財政再建計画の策定等） 第四十三条 この法律を適用している水道事業、工業用水道事業（その</p>
（削除）	（削除）
（削除）	（削除）

布設に要する経費について国から補助金の交付を受けたものを除く。第四十九条において同じ。）、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業又は病院事業のうち実質上収支が均衡していないもので、昭和四十一年三月三十一日(同年四月一日に新たにこの法律を適用した事業にあつては、同日)において不良債務(政令で定めるところにより計算した流動負債の額が政令で定めるところにより計算した流動資産の額を超える場合)において、その超える額をいう。以下同じ。)を有するもの(同年四月一日においてこの法律を適用していなかった事業にあつては、昭和四十年において実質赤字を有するもの。以下「昭和四十年の赤字企業」と総称する。)(以下「この章の規定によつて財政の再建を行う」とする地方公共団体は、当該地方公共団体の議会の議決を経て、その旨を政令で定める日までに自治大臣に申し出て、自治大臣の指定する日(以下「指定日」という。)(現在により、当該企業の財政の再建に関する計画(以下「財政再建計画」という。))を定めなければならない。

- 2 財政再建計画は、指定日の属する年度及びこれに続くおおむね七年度以内に不良債務を解消し、財政の健全性を回復するように次の事項について定めるものとする。
 - 一 財政の再建の基本方針
 - 二 各年度において解消する不良債務
 - 三 不良債務を解消し、財政の健全性を回復するための具体的措置
 - 四 第四十五条の規定による企業債の各年度ごとの償還額
- 3 第一項に規定する実質赤字とは、次に掲げる金額をいう。
 - 一 歳入が歳出に不足するため翌年度の歳入を繰り上げて充用した額に相当する金額
 - 二 実質上歳入が歳出に不足するため当該年度に支払うべき債務の支

払を翌年度に繰り延べた額又は当該年度に執行すべき事業に係る歳出予算の額のうち翌年度に繰り越した額から、これらの支払又は事業の財源に充当することができる特定の歳入で当該年度に収入されなかつた部分に相当する額を控除した金額

〔削除〕

〔財政再建計画の承認〕

第四十四条 財政再建計画は、昭和四十年の赤字企業を経営する地方公共団体の長が当該企業の管理者の作成する資料に基づいて作成し、当該地方公共団体の議会の議決を経て、自治大臣の承認を得なければならない。この場合において、自治大臣は、その財政再建計画による財政の再建が合理的に達成できるように、当該財政再建計画に必要な条件を付けて、当該財政再建計画を承認することができる。

- 2 前項の規定は、財政再建計画について承認を得た地方公共団体(以下「財政再建団体」という。))が当該財政再建計画を変更する場合について準用する。
- 3 災害その他緊急やむを得ない理由により異常の支出を要することとなつたため、財政再建計画を変更する必要がある場合において、あらかじめその変更について、自治大臣の承認を得るいとまがないときは、財政再建団体は、事後において、遅滞なく、その変更につき前項において準用する第一項の自治大臣の承認を得なければならない。
- 4 財政再建団体の長は、財政再建計画に従つて予算を調製しなければならない。
- 5 再建企業(地方公共団体が財政再建計画について承認を得た昭和四十年の赤字企業をいう。以下同じ。))の管理者は、財政再建計画に従つて当該再建企業の業務を執行しなければならない。

削除

〔財政再建債〕

第四十五条 財政再建団体は、昭和四十一年三月三十一日(同年四月一日)に新たにこの法律を適用した事業にあつては、同日における不良債務又は昭和四十年度的実質赤字(第四十三条第三項に規定する実質赤字をいう。第四十九条において同じ。)の範囲内における一時借入金金の償還及び未払金の支払に充てられたる並びに前条第一項の規定による財政再建計画の承認のあつた日から財政再建計画による財政の再建が完了する年度の前年度の末日までの間に財政再建計画に基づき職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により退職した管理者及び企業職員に支給すべき退職手当の財源に充てるため、企業債を起すことのできる。

削除

〔財政再建債の償還〕

第四十六条 前条の企業債(以下「財政再建債」という。)は、指定日の属する年度の翌年度以降おおむね七年度以内(同条の退職手当の財源に充てるため起した財政再建債にあつては、その起した日の属する年度の翌年度以降三年度以内)に、財政再建計画に基づき償還しなければならない。

削除

〔財政再建債の利子補給〕

第四十七条 国は、毎年度予算の範囲内で、財政再建債で利息の定率が年三分五厘をこえるものにつき、政令で定める基準により、年四分五厘の定率を乗じて得た額を限度として、当該財政再建債の当該年度分の利子支払額のうち、利息の定率を年三分五厘として計算して得た額をこえる部分に相当する金額を当該財政再建団体に補給する。

削除

〔企業債の償還繰延べ等〕

第四十八条 国は、財政再建団体が財政再建計画を実施するため必要があると認めるときは、企業債の償還の繰延べその他再建企業の財政の再建を促進するための措置について配慮するものとする。

削除

〔赤字の企業の財政再建〕

第四十九条 水道事業、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業又は病院事業で昭和四十一年度以降の年度において不良債務又は実質赤字を有するもの(再建企業を除く。以下「赤字の企業」という。)のうちこの法律を適用しているものを経営する地方公共団体は、当分の間、第四十三条第一項の規定により当該赤字の企業について財政の再建を行うことを申し出ることができる。この場合において、同項中「自治大臣」とあるのは、「総務大臣」として、同項の規定の例による。

2 第四十三条第二項(第四号を除く。)(及び第四十四条第二項及び第三項を除く。)の規定は、前項の規定によりその例によることとされた第四十三条第一項の規定により財政の再建を行うことを申し出た地方公共団体の経営する赤字の企業に係る財政の再建について準用する。この場合において、第四十四条第一項中「自治大臣の承認」とあるのは「総務大臣に協議し、その同意」と、「自治大臣」とあるのは「総務大臣」と、「を承認する」とあるのは「に同意する」と、同条第四項中「財政再建団体」とあるのは「準用財政再建団体(財政再建計画について同意を得た地方公共団体をいう。)」と、同条第五項中「再建企業(地方公共団体が財政再建計画について承認を得た昭和四十年度的赤字企業をいう。以下同じ。)」とあるのは「準用再建企業(地方公共団体が財政再建計画について同意を得た赤字の企業をい

削除

う。以下この項において同じ。」と、「再建企業の業務」とあるのは「準用再建企業の業務」と読み替えるものとする。

- 3 第四十四条第一項及び第三項の規定は、前項において準用する同条第一項の規定により財政再建計画について同意を得た準用財政再建団体が当該財政再建計画を変更する場合について準用する。この場合において、同項中「昭和四十九年度の赤字企業」とあるのは「第四十九条第二項において準用する第五項に規定する準用再建企業」と、「自治大臣の承認」とあるのは「総務大臣に協議し、その同意」と、「自治大臣は」とあるのは「総務大臣は」と、「を承認する」とあるのは「に同意する」と、同条第三項中「自治大臣の承認を得る」とあるのは「総務大臣に協議し、その同意を得る」と、「財政再建団体」とあるのは「第四十九条第二項において準用する次項に規定する準用財政再建団体」と、「前項において準用する第一項の自治大臣の承認」とあるのは「第四十九条第三項において準用する第一項の規定により総務大臣に協議し、その同意」と読み替えるものとする。

- 4 総務大臣は、第二項において準用する第四十四条第一項又は前項において準用する第四十四条第一項若しくは第三項の規定により財政再建計画又はその変更に同意しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(地方財政再建促進特別措置法の準用)

第五十条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号(第四條、第五條第二項、第六條、第七條、第十一條、第十八條及び第十九條の規定は、赤字の企業の財政の再建について準用する。この場合において、同法第四條中「財政再建団体は」とあるのは「地方公営企業法第四十三條第一項の財政再建計画(以下「財政再建計画」と

いう。)について同意を得た地方公共団体(以下「準用財政再建団体」という。)(は」と、「の承認があつた」とあるのは「に」について同意を得た」と、「財政再建団体が自治大臣の承認を」とあるのは「準用財政再建団体が総務大臣の同意を」と、同法第五條第二項中「自治庁長官」とあるのは「総務大臣」と、「を承認した」とあるのは「に同意した」と、同法第六條中「財政再建団体」とあるのは「準用財政再建団体」と、同法第七條中「財政再建団体」とあるのは「準用財政再建団体」と、「自治大臣」とあるのは「総務大臣」と、同法第十一條第一項中「昭和二十九年度の赤字団体」とあるのは「地方公営企業法第四十九条第一項の赤字の企業(以下「赤字の企業」という。)(のうち同法を適用しているものを経営する地方公共団体」と、「財政再建団体」とあるのは「準用財政再建団体」と、「当該昭和二十九年度の赤字団体」とあるのは「当該赤字の企業のうち同法を適用しているものを経営する地方公共団体」と、「第二條第一項」とあるのは「地方公営企業法第四十九条第一項の規定によりその例によることとされた同法第四十三條第一項」と、「第三條第一項」とあるのは「地方公営企業法第四十三條第一項において準用する同法第四十四條第一項」と、「自治大臣の承認」とあるのは「総務大臣の同意」と、同条第二項中「昭和二十九年度の赤字団体の」とあるのは「赤字の企業のうち地方公営企業法を適用しているものを経営する地方公共団体」と、「財政再建団体」とあるのは「準用財政再建団体」と、「当該昭和二十九年度の赤字団体」とあるのは「当該赤字の企業のうち同法を適用しているものを経営する地方公共団体」と、「第二條第一項」とあるのは「地方公営企業法第四十九條第一項の規定によりその例によることとされた同法第四十三

<p>〔削除〕</p>	<p>案第一項」と、「第三条第一項」とあるのは「地方公営企業法第四十九條第二項において準用する同法第四十四條第一項」と、「第三条第四項」とあるのは「地方公営企業法第四十九條第三項において準用する同法第四十四條第一項」と、「自治大臣の承認」とあるのは「総務大臣の同意」と、同法第十八條中「昭和二十九年度の赤字団体」とあるのは「赤字の企業のうち地方公営企業法を適用しているものを経営する地方公共団体」と、「財政再建団体」とあるのは「準用財政再建団体」と、「自治大臣」とあるのは「総務大臣」と、同法第十九條中「財政再建団体」とあるのは「準用財政再建団体」と、「自治大臣」とあるのは「総務大臣」と読み替えるものとする。</p> <p>〔都道府県が処理する事務〕</p> <p>第五十一條 この章に規定する総務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができない。</p>
-------------	---

<p>改正案</p> <p>〔地方公共団体の財政の健全化に関する法律との関係〕</p> <p>第十二條 地方公共団体が災害防除事業を実施するために地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第 号）第十條第三項の同意を得ている財政再生計画を変更しようとするときは、総務大臣は、その財政の再生（同法第一條第六号に規定する財政の再生をいう。）が合理的に達成することができると認めると認めるときは、同法第十條第六項の規定による財政再生計画の変更の同意に当たつて、当該災害防除事業の実施が確保されるよう特に配慮するものとする。</p>	<p>現行</p> <p>〔地方財政再建促進特別措置法との関係〕</p> <p>第十二條 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）に基く財政再建団体である地方公共団体が災害防除事業を実施するために財政再建計画に変更を加えようとする場合においては、自治大臣は、その財政の再建が合理的に達成できると認めるときは、同法第三條第四項において準用する同法第一項の規定による当該財政再建計画の変更の承認に当たつて、当該災害防除事業の実施が確保されるよう特に配慮しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、地方財政再建促進特別措置法第二十二條第一項から第五項までの規定により財政の再建を行う地方公共団体が災害防除事業を実施する場合に準用する。この場合において、前項中「に基く財政再建団体」とあるのは「第二十二條第四項に規定する準用財政再建団体」と、「自治大臣」とあるのは「総務大臣」と、同法第三條第四項において準用する同法第一項」とあるのは「同項において準用する同法第三條第一項」と、「承認」とあるのは「同意」と読み替えるものとする。</p>
--	---

○ 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和三十三年法律第七十二号）（抄）（附則第十一条関係）（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第三十三条 地方公共団体が近郊整備地帯整備計画又は都市開発区域整備計画に基づく事業を実施するために地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第 号）第十條第三項の同意を得ている財政再生計画を変更しようとするときは、総務大臣は、その財政の再生（同法第二條第六号に規定する財政の再生をいう。）が合理的に達成することができることを認め、同法第十條第六項の規定による財政再生計画の変更の同意に当たつて、これらの事業の実施が確保されるように配慮するものとする。</p>	<p>第三十三条 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）第二十二條第四項に規定する準用財政再建団体である地方公共団体が近郊整備地帯整備計画又は都市開発区域整備計画に基づく事業を実施するために財政再建計画に変更を加えようとする場合においては、総務大臣は、その財政の再建が合理的に達成できると認める限り、同項において準用する同法第三條第一項の規定による当該財政再建計画の変更の同意に当たつて、これらの事業の実施が確保されるように配慮するものとする。</p>

○ 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）（附則第十三条関係）（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（所掌事務） 第四條 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一 五十五（略） 五十六 地方公共団体の財政の健全化 五十七 九十九（略）</p> <p>（所掌事務） 第九條 地方財政審議会は、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）、地方交付税法、競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）、自転車競技法（昭和二十三年法律第九号）、モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）、 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第 号）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、地方道路譲与税法（昭和三十年法律第一百三十三号）、石油ガス譲与税法（昭和四十年法律第五十七号）、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）、特別とん譲与税法（昭和四十七年法律第七十七号）、航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和三十一年法律第十四号）の規定によりその権限に属せられた事項を処理する。</p>	<p>（所掌事務） 第四條 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一 五十五（略） 五十六 財政収支が著しく不均衡な状況にある地方公共団体の財政の再建に関する事。 五十七 九十九（略）</p> <p>（所掌事務） 第九條 地方財政審議会は、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）、地方交付税法、競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）、自転車競技法（昭和二十三年法律第九号）、モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）、地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）、 地方道路譲与税法（昭和三十年法律第一百三十三号）、石油ガス譲与税法（昭和四十年法律第五十七号）、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）、特別とん譲与税法（昭和四十七年法律第七十七号）、航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和三十一年法律第十四号）の規定によりその権限に属せられた事項を処理する。</p>

<p>2 地方財政審議会は、前項の規定によりその権限に属させられた事項に關し、総務大臣に対し、必要な勧告をすることができる。</p> <p>3 地方財政審議会は、第一項の規定によりその権限に属させられた事項及びこれに影響を及ぼす制度に關し、關係機関に対し、意見を述べることができる。</p> <p>附則 (地方財政審議会の所掌事務の特例) 第五条 地方財政審議会は、第九条に定める事務をつかさどるほか、当分の間、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に關する法律(平成十一年法律第十七号)、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第四百四十四号)、道路交通法(昭和三十五年法律第五号)及び所得譲与税法(平成十六年法律第二十六号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。この場合においては、同条第二項及び第三項の規定を準用する。</p> <p>2 地方財政審議会は、第九条及び前項に定める事務をつかさどるほか、当分の間、地方公共団体の財政の健全化に關する法律附則第十条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法附則第九条の規定による改正前の地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)及び地方公共団体の財政の健全化に關する法律附則第四条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法附則第三条の規定による廃止前の地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。この場合においては、第九条第二項及び第三項の規定を準用する。</p>	<p>2 地方財政審議会は、前項の規定によりその権限に属させられた事項に關し、総務大臣に対し、必要な勧告をすることができる。</p> <p>3 地方財政審議会は、第一項の規定によりその権限に属させられた事項及びこれに影響を及ぼす制度に關し、關係機関に対し、意見を述べることができる。</p> <p>附則 (地方財政審議会の所掌事務の特例) 第五条 地方財政審議会は、第九条に定める事務をつかさどるほか、当分の間、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に關する法律(平成十一年法律第十七号)、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第四百四十四号)、道路交通法(昭和三十五年法律第五号)及び所得譲与税法(平成十六年法律第二十六号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。この場合においては、同条第二項及び第三項の規定を準用する。</p>
--	--